

税制抜本改革に向けて  
(要 望)

平成24年11月

中国経済連合会

## はじめに

東日本大震災により大きな打撃を受けたわが国経済は、持ち直しを続けてはいるものの、わが国企業を取り巻く環境を見ると、国際的に見て高い法人実効税率、長期に及ぶ過度の円高、電力供給問題、経済連携協定締結の遅れなど、いわゆる六重苦の状態が続いており、多くの企業が国際競争力を失いつつある。

製造業のウエイトが高い中国地域はこの影響がさらに深刻であり、産業の空洞化の加速と雇用喪失への懸念はかつてないほど高まっている。

また、欧州債務問題の再燃や世界を牽引してきた中国経済の減速、わが国と中国・韓国との関係悪化など、わが国経済に大きな影響を及ぼしかねない対外的なリスク要因も抱えており、わが国をとりまく経済環境は非常に厳しく、先行きに予断を許さない状況にある。

一方、危機的な状況にある財政の再建、社会保障制度の信頼回復、将来のエネルギー・環境戦略、疲弊・衰退が進む地方の活性化なども、対応が不十分であったり解決が先送りされている重要な中長期的課題である。

当連合会としては、産業の空洞化回避と新たな成長産業の創出・強化、持続可能な社会保障制度構築と財政の健全化などを実現していくためには、税制の役割が極めて重要であるとの認識の下、税制抜本改革に関する以下の要望を取りまとめた。

要望は、第1章で中長期的な抜本改革の基本的考え方を述べ、第2章で当面の主要税目の改革に関する具体的な要望内容を列記した。

先頃、社会保障と税の一体改革関連法案が成立した。消費増税が先行し、社会保障制度改革は今後の議論を待つこととなったが、そのほかにも税制抜本改革に向けて解決すべき課題は数多くある。

政府には、本提言をふまえ、超党派の議論の速やかな開始、ならびに国民の理解と合意をふまえた上でのできる限り早期の改革断行を要望する。

中国経済連合会  
会長 山下 隆

## 目 次

1. 税制抜本改革の基本的な考え方
  - (1) 企業の国際競争力強化による経済の持続的成長の実現
  - (2) 社会保障制度の再構築と財政健全化の同時達成
  - (3) 所得再分配機能を通じた格差是正と負担の適正化
  - (4) 低炭素社会実現と経済成長の両立
  - (5) 東日本大震災を教訓にした災害に強い社会の構築
  - (6) 分権型社会の実現による地方の自立・再生の促進
  
2. 税制抜本改革に向けての要望内容
  - (1) 法人税制
    - ① 法人実効税率
    - ② 研究開発促進税制
    - ③ 欠損金の繰戻還付と繰越控除期間
  - (2) 消費税
  - (3) 個人税制等
    - ① 所得税
    - ② 相続税・贈与税
    - ③ 金融所得課税
    - ④ 社会保障・税共通の番号制度の導入
  - (4) 環境関連税制
    - ① 税制のグリーン化
    - ② 地球温暖化対策のための税（環境税）
  - (5) 防災・減災対策促進税制
  - (6) 地方税制

## 1. 税制抜本改革の基本的な考え方

### (1) 企業の国際競争力強化による経済の持続的成長の実現

わが国が将来にわたって国際社会の中でプレゼンスを発揮していくための源泉は経済力である。わが国企業の国際競争力を高め、その収益力によって経済成長を持続させることは、わが国にとっての生命線である。

人口減少に伴い国内市場が縮小する一方、グローバル競争が激化する中で、中国地域においては、地域の強みである自動車・造船・鉄鋼・化学など輸出依存度の高い製造業を中心とする「ものづくり産業」の国際競争力を維持・強化し、近接するアジアの成長を取り込んでいくことが極めて重要となっている。

しかし、現在わが国企業は、諸外国と比べて高い法人税負担、長期に及ぶ過度の円高、電力供給問題、経済連携協定締結の遅れなどの問題にさらされている。その結果、生産拠点の海外移転や縮小の動きが加速しており、地域産業の空洞化や雇用の喪失への危機感がかつてないほど高まっている。

わが国企業の国際競争力を強化し、産業空洞化を回避していくためには、早急に諸外国とイコールフットイングの競争環境整備やイノベーションを通じた戦略的な産業育成を図ることが重要で、加えて、過度に直接税に依存している税収構造を是正していくためにも、法人税制の見直しが不可欠である。

### (2) 社会保障制度の再構築と財政健全化の同時達成

少子高齢化や人口減少が急速に進む中で、国民が安心できる持続可能な社会づくりを推進していくためには、社会保障制度の再構築が急務である一方で、国と地方の長期債務残高が先進国中最悪の GDP 比 2 倍近く、基礎的財政収支赤字も約 30 兆円という危機的な財政状況を立て直すことが喫緊の課題である。

わが国の社会保障費は一般歳出の 5 割以上を占めるまでに膨らんでおり、社会保障制度の再構築は、給付の効率化・重点化や、自助・共助・公助のバランスに配慮した負担の最適化などにより、給付・負担両面で世代間の公平性を担保し、経済成長との両立に配慮しつつ実現する必要がある。

また財政健全化については、徹底した歳出削減と歳入改革が鍵となる。このたびの消費増税によって当面の歳入増は確保したものの、これだけでは、国際公約である基礎的財政支出の 2020 年度黒字化は達成できない見通しである。団塊世代の高齢化で社会保障給付が膨らんでいくことも考慮すれば、必要となる国民負担は、世代間の負担が公平で、担税力もあり安定収入が見込まれる消費

税のさらなる引き上げに求めるべきである。

### （３）所得再分配機能を通じた格差是正と負担の適正化

安定税収の確保により財政を安定的に支えることとあわせ、子育て世代の重い負担感が一因とされる少子化の進展や、若年層を中心とした低所得勤労者の増加などによる所得格差の拡大・固定化を抑えることは、わが国の将来にとって重要な課題である。

このためには、所得格差の拡大・固定化の是正、世代間負担の公平化などの観点から、所得・資産再分配機能を通じた個人税制の見直しを行うことが重要である。

また、所得捕捉の正確性、納税の公正性を確保すると同時に、社会保障制度における給付と負担の公平性も確保できる仕組みの整備が不可欠である。

### （４）低炭素社会実現と経済成長の両立

温室効果ガスの削減は地球規模の課題であり、わが国も低炭素社会実現のため不断の努力を行わなければならない。

低炭素社会実現の鍵は、環境関連技術や製品の開発・普及にある。わが国は、世界最高水準にある環境関連技術にさらに磨きをかけ、技術・製品の開発を通じて国内外のCO<sub>2</sub>削減に貢献していかなければならない。企業の研究開発投資意欲を刺激し、低炭素社会実現への推進力とするために、税制のグリーン化を積極的に進めるべきである。

一方、東日本大震災を境に、原子力発電所の稼働停止に伴い化石燃料への依存度が大幅に高まり、エネルギーコストの負担が重くなっている中で、平成 24 年 10 月からの環境税導入がこれに追い討ちをかける格好となる。

かねてから当連合会では、地球温暖化対策への国際的な足並みが揃わない中での環境税導入は、わが国企業の国際競争力の低下、環境規制の緩い他国への生産移転による国内産業の空洞化等につながることを懸念し、環境税導入に反対の立場をとってきた。

そもそも環境税導入の前提は、温室効果ガスを 2020 年までに 25%削減するとの国際公約であったが、この前提を見直さざるを得ないことは明白である。まずはわが国のエネルギー政策の見直しにあわせ、環境税のあり方について再検討すべきである。

### **(5) 東日本大震災を教訓にした災害に強い社会の構築**

東日本大震災はわが国に未曾有の被害をもたらした。被災地の復旧・復興はわが国の喫緊の課題である。加えて、わが国の今後にとって重要なことは、震災被害から得た教訓を生かして防災・減災に向けた対策を進めていくことである。

震災が起こった場合、サプライチェーンを迅速に回復し社会経済への被害を最小限に食い止められるようにするためには、企業の防災・減災対策が欠かせない。

地震のリスクが比較的少ないと言われる中国地域においても、多くの企業が、建物の耐震補強改修など何らかの自主的な防災・減災対策を実施ないし検討している。しかし、こうした企業のリスクマネジメントに基づく取り組みに対し税制面の特別な支援はなく、いつ起こるかわからない震災への備えは結局企業の体力次第の面がある。

東日本大震災による防災・減災意識が風化しないうちに、企業の防災・減災対策を広範に支援する税制面の措置を講じ、震災に対する社会全体の耐性を高めていくべきである。

### **(6) 分権型社会の実現による地方の自立・再生の促進**

首都圏一極集中によって地方は疲弊・衰退を続けている。中国地域でも、大都市への人口流出や少子高齢化によって、地方都市における商店街の衰退、中山間地域の疲弊、自治体財政の悪化などが続いている。

この現状を改めるためには、「地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができる」分権型国家に「国のかたち」を改め、国と地方をともに再生していく必要がある。

政府は、道州制を基本とする新しい「国のかたち」を明確化した上で、国から地方への大胆な権限移譲を行うとともに、その役割分担に見合った地方の自主財源確保に向け、地方税制の再構築を推進すべきである。

## 2. 税制抜本改革に向けての要望内容

### (1) 法人税制

#### ① 法人実効税率

経済のグローバル化の進展に伴い、世界各国ではさらなる法人税率の引き下げ競争が行われており、欧州主要国の法人実効税率は 30%程度、我が国と競合関係にある中国・韓国では 25%程度の水準にある。こうした中でわが国の法人税率は平成 24 年度から引き下げられたものの、法人実効税率は依然 30%台後半の高い水準にあり、企業の国外流出が進む一因となっている。

輸出関連の製造業が多く立地する中国地域においても、生産拠点の海外移転とこれに伴う地域産業の空洞化は憂慮すべき大きな問題となっている。

わが国企業の国際競争力とわが国の立地競争力を高め、内外からの十分な投資の促進と国内雇用の維持・増加を図ることにより、経済を安定成長の軌道に乗せるためには、法人実効税率のさらなる引き下げが不可欠である。アジア近隣諸国並みの 20~25%を視野に入れつつ、当面は欧州主要国並みの 30%を目指し、法人実効税率の引き下げを行うべきである。

なお、法人課税のあり方については、復興特別法人税の課税期間が終了する平成 27 年度以降の検討課題とされているが、わが国を取り巻く厳しい経済情勢を考慮すれば、すぐにでも検討を開始し法人実効税率の早期引き下げの道筋をつけるべきである。

#### ② 研究開発促進税制

わが国企業がグローバル化時代を勝ち抜くためには、諸外国に先駆けた先端的な研究開発によってイノベーションを継続していく必要がある。政府による成長戦略実現のためにも、研究開発促進税制を拡充し、企業の積極的な研究開発投資を促すことが重要である。

特例措置の廃止によって法人税額の 20%に縮小された総額型の税額控除限度額の再拡充や、増加型・高水準型への税額控除限度額上乘せ措置の恒久化などを行うべきであり、さらに研究開発促進税制を法人税法で本則化することも検討する必要がある。

#### ③ 欠損金の繰戻還付と繰越控除期間

欠損金の繰戻還付は、法人税法の規定がありながら、中小企業を除き財源

措置として適用停止されている。中小企業と同様、大企業においても早期にこれを復活すべきである。

また欠損金の繰越控除期間は、今年度から7年間から9年間に延長される一方で、繰越限度額は控除前所得の80%に制限された。欧米諸国に比べれば延長後の繰越控除期間も大きく劣後している（米国は20年、欧州主要国は無制限）ことは明らかであり、繰越控除期間のさらなる延長が必要である。

## （2）消費税

消費増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法案が成立した。

しかし、増収となる財源は年金、医療などに充てて持続可能な社会保障制度の実現を目指すとしたものの、具体的な議論は「社会保障制度改革国民会議」に委ねられ、公的年金制度、医療保険制度、介護保険制度などの抜本的な社会保障制度改革は先送りにされた。社会保障制度の再構築に一刻も早く取り組まねばならない。

その上で、今後さらに必要となる公的負担の追加財源は、世代間負担の公平性、税収の安定性の観点から、消費税のさらなる引き上げによって確保すべきである。

また、消費増税に伴い、低所得層への負担軽減策の検討が焦点となっている。消費税が引き上げられる段階での支援にあたっては、低所得層に絞って逆進性緩和が図れ、子育て世代への配慮策とも組み合わせることができる給付付き税額控除が有力な選択肢と言える。軽減税率の導入（複数税率化）は、税の中立性の担保が困難であること、納税者及び課税当局の事務負担の増大を招く可能性があることから、慎重な検討が必要である。

さらに、住宅取得を目指す現役世代にとっては、消費増税による負担増が大きな支障となる。消費税率の引き上げにあわせ、住宅取得時における税制優遇措置の拡充など、負担増を吸収する形での対策を講じるべきである。

加えて、このたびの消費増税を機に、自動車関係諸税（自動車取得税・自動車重量税）、石油関係諸税（揮発油税・地方揮発油税）などに見られる二重課税の解消を確実に実施し、税負担の軽減を図るべきである。

消費税の段階的引き上げに伴って企業への配慮も必要となる。増税分の適正転嫁は大前提であり、特定の業界や弱い立場にある企業に過度の負担を強いることがあってはならない。政府は、法制上の措置や積極的な広報活動な



ど適正転嫁対策に万全を期すべきである。

### (3) 個人税制等

#### ① 所得税

個人所得課税については、平成 21 年の「税制抜本改革の道筋及び基本的方向性」で、格差是正と所得再分配機能の回復の観点からの見直しをするとされ、その後、年少扶養控除の廃止、給与所得控除の上限設定、退職所得課税の見直しなど、主要控除項目に対する見直しが相次いで図られてきた。

現下の社会情勢を踏まえると、低所得層や子育て世代へのさらなる配慮が不可欠であり、今後の個人所得課税見直しにあたっては、この点を考慮して検討を進めるべきである。

#### ② 相続税・贈与税

現在わが国では、相続税の課税割合（被相続人の死亡者総数に占める割合）が約 4%と近年低下傾向にあり、その資産再分配機能は低下している。

格差の固定化の防止に加え、少子高齢化に伴い老後の扶養を社会全体で負担する必要性の高まりを踏まえれば、課税ベースの拡大と税率構造の見直しを進めるべきである。

また、多くの資産を有する高齢世代から、住宅・教育資金など生活資金需要の高い現役世代への贈与を促すことは、個人消費を喚起し経済の活性化につながると考えられることから、贈与税の税率引き下げ、基礎控除の拡大、非課税措置の充実などを行うべきである。

#### ③ 金融所得課税

高齢化社会においては、個人金融資産の効率的な運用の促進により、経済の活性化を図ることが不可欠である。このため、投資に伴う損益通算対象範囲を公社債など幅広い金融商品にも拡大し、繰越損失が行えるよう、金融所得課税のさらなる一元化を推進するべきである。

また、平成 26 年に導入予定の日本版 I S A（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）については、活用上の利便性に配慮した制度設計を要望する。

#### ④ 社会保障・税共通の番号制度の導入

納税の透明性・公平性の確保、適時・適切な社会保障給付、および税金と社会保険料の徴税事務の効率化などの観点から、社会保障番号と納税者番号の一体運用を視野に入れた共通番号制度を早急に導入することが不可欠であり、可能な限り早期に法案を成立させるべきである。

なお、制度導入は、プライバシー保護を含めたセキュリティの確保を前提に、導入コスト低減や電子行政の推進への配慮も行いながら実施する必要がある。

### (4) 環境関連税制

#### ① 税制のグリーン化

これまで地球温暖化防止の面から取り組まれてきた環境・エネルギー技術の開発・普及は、東日本大震災後の電力需給対策の必要性ともあいまって、さらにその重要性が増してきている。

これらの取り組みへのインセンティブを強化するため、先進環境対応車への自動車税優遇を継続するとともに、太陽光・風力発電設備、コージェネレーション・システム、燃料電池などへのグリーン投資減税の延長・拡充を図るべきである。

#### ② 地球温暖化対策のための税（環境税）

地球温暖化対策のための税が平成 24 年 10 月から導入され、税率は平成 28 年にかけて段階的に引き上げられることになっている。

しかし、東日本大震災後の状況変化を踏まえ、まずはわが国のエネルギー政策を合理的かつ実現可能なものに見直し、あわせて環境税のあり方についても抜本的に見直すべきである。

### (5) 防災・減災対策促進税制

東日本大震災の教訓を生かし災害に強い社会を構築していくため、経済活動を担う企業向けに防災・減災対策を促す税制を創設すべきである。

企業が地震動、津波、液状化対策を行う際の税制上の特例措置として、耐震補強改修・建て替えに伴う取得資産への特別償却や固定資産税等の減免などの措置を講じるべきであり、企業にとって幅広く活用できる防災・減災対

策促進税制となるよう要望する。

## (6) 地方税制

「地域のことは地域の住民が決めることができる」分権型国家実現のためには、国から地方への大胆な権限移譲と、その役割に見合った地方の自主財源確保のための地方税改革を同時に推進することが不可欠である。

地方法人二税（法人住民税・法人事業税）は景気に左右されやすく、特定地域に財源が偏在することから、地方税の安定財源として適当でない。

地方の自主財源としては、偏在性が少なく税収の安定性も高い地方消費税の拡充を図り、その代わりに地方法人二税を縮減して国税へ編入することを検討すべきである。

あわせて、地方の役割に見合った自主財源確保の観点から、国と地方の歳出割合（4：6）に近づけるよう、国から地方への税源移譲を図るべきである。その際には、地域間の財政力格差を考慮した新たな調整システムの確立も不可欠である。

以 上